



## 1. こどもの居場所づくり事業助成金

### (1) 概要

こどもの居場所づくり事業助成金は、こどもの居場所づくりの推進を目的として、明石市内にこども食堂を開設し、又は運営する団体または個人に対して、交付する助成金です。

### (2) 助成対象要件

以下の要件のすべてを満たす団体または個人に助成します。ただし、「営利を目的としている場合」、「政治、宗教又は思想活動を目的としている場合」は、助成対象とはなりません。

- ① 明石市内でこども食堂を開設し、又は運営すること。
- ② 明石市民がスタッフとして運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力の人員を含む体制が一定以上整っていること。
- ③ 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- ④ こども食堂について地域への適切な周知がなされ、主に市内に居住する子どもの十分な参加が見込まれること。
- ⑤ 子どもに、学習、遊び又は地域住民との交流活動等の様々な体験の機会を提供すること。
- ⑥ 地域に開かれた運営ができること。
- ⑦ 保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。
- ⑧ 法令及び公序良俗に反しないこと。

### (3) 助成金の内容

#### ① 助成金の種類

- 運営助成：食材費等に係る経費に対する助成
- 特別助成：その他こども食堂の開設・運営に必要な経費に対する助成
- 衛生管理助成：食品衛生協会主催の「食品衛生責任者養成講習会」の受講料実費分に対する助成
- 専門職連携助成：専門職への謝礼実費相当額に対する助成  
※ 事前に届け出が必要です。

区分	食事型	市販品型	テイクアウト・デリバリー型
運営助成（開催1回につき）	20,000円	10,000円	30,000円
特別助成（1年度に1回）	50,000円	30,000円	50,000円
衛生管理助成（1人当たり）	8,000円		
専門職連携助成（開催1回につき）	5,000円		
助成金の上限額（1年度につき）	1,300,000円		